

埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（１／３）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	企業局 地域整備課 産業労働部 企業立地課
要 望 事 項	県が造成する産業団地等への地元の産業廃棄物処理業者の立地について【継続：一部修正】
要 望 理 由	産業廃棄物処理業界は、製造業や建設業等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミー（以下「ＣＥ」）を实践する産業として日本の産業を根幹で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。 特に、埼玉県の産業廃棄物処理業は、行政とともに様々な廃棄物問題を乗り越えてきた地元の中小企業によって支えられています。 そして当協会は、近年多発する災害において「被災者の日常が一日でも早く取り戻せるように」との理念の下、災害廃棄物の処理に関する県の要請に迅速に対応しているところです。 このように、地域の産業廃棄物の処理施設は災害時における災害廃棄物を迅速・適正に処理し、地域のレジリエンスを向上させるものとして、埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおける持続可能な地域を形成するためにも極めて重要な施設と考えております。 一方で、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、そして、それは市町村においても同様です。 今、埼玉県はＣＥの拠点として「産業団地」に期待しています。ところが、既存の産業団地はＣＥに不可欠な施設である産業廃棄物のリサイクル施設の立地が困難な状況にあります。 なぜならば、ほとんどの産業団地では、市町村の定める地区計画で「産業廃棄物処理業の用に供する施設」は建築してはならない、とされているからです。 現在、産業廃棄物の処理施設には大変厳しい設置基準と維持管理基準が定められています。また、これまで地域と良好な関係を維持し続けてきた当協会は、他の業界と比較しても高いコンプライアンスを持っています。 産業廃棄物の処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大

いに期待されています。

そして、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために、高度処理が可能で、かつ、強靱な廃棄物処理施設の整備が求められております。

これらのことに御理解いただき、県がC Eの拠点として期待している「産業団地」に、地域の廃棄物処理のレジリエンス向上のためにも、地元の産業廃棄物処理事業者が立地できるよう、県当局に要望するものです。

併せて、令和8年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

【令和8年度の要望に対する回答（抜粋）】

新規事業化を予定する地区において、地区計画の策定者である地元市町村に検討を促しています。

埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（２／３）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	産業廃棄物処理業更新許可申請の審査における「申請者の能力に係る基準」の要件の追加について【新規】
要 望 理 由	産業廃棄物処理業の許可を行うに際し、都道府県知事等は、許可申請書が廃棄物処理法施行規則に定める「申請者の能力に係る基準」に適合しているか否かを審査することになっています。 この「申請者の能力に係る基準」は、産業廃棄物処理業を「的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とされており、許可権者である都道府県知事等の裁量によって定められています。 埼玉県を含むほとんどの自治体では、申請者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷセンター）の実施する「許可申請に関する講習会」を受講し、その修了証を許可申請書に添付することを申請者に求めています。 更新許可申請は通常５年ごとに行う必要がありますが、適切に事業を行っている既存の許可業者に関しては、ＪＷセンターの更新講習を受講するまでもなく、「的確に行うに足りる知識及び技能を有している」と判断できる場合も少なくありません。 例えば、以下の事業にすべて参加している場合は、ＪＷセンター講習受講と同等以上の能力を有していると言えます。 ①埼玉県主催の「産業廃棄物適正処理講習会」（業界の最新知識の習得） ②当協会主催の「実務担当者研修会」（法令全般の基本知識の習得） ③当協会主催の「労働安全衛生大会」（労働安全意識の向上） ④埼玉県が実施している「３Ｓ（スリーエス）運動」（業界のイメージアップ貢献） ※①と②によりＪＷセンター講習会の内容に相当するが、埼玉県として必要な内容である③と④を加える。 そこで、「申請者の能力に係る基準」として、現状ではＪＷセンター講習受講のみが認められていますが、ＪＷセンター講習受講以外の要件も認めていただくよう要望します。 一例として、上記の４要件を満たすことで、ＪＷセンター講習受講以上に更新申請事業者の能力向上に寄与し、埼玉県の産業廃棄物処理業界の優良化に大きく貢献するものと考えます。

埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（3/3）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	産業廃棄物処理業の環境産業へのステージアップ事業の充実について【継続】
要 望 理 由	県と協会が、平成28年度から連携して実施しているステージアップ事業は、業界のイメージアップを図る「3S運動」、人材定着のための「合同入社式」、太陽光パネルのリサイクルに関する研究など、全国でも例のない取組です。 この事業は全国でも注目され、合同入社式などは東京都でも開催されるなど広がりを見せるとともに、国でも平成29年には「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」において、業界の社会インフラとしての成長に向けて行政による関係者と連携した支援を提言しております。また、県と個別の処理業者が連名の啓発資料(チラシ)は、排出事業者に適正分別やコンプライアンスの徹底を働き掛ける新たな取り組みとして注目されております。 「3S運動」では、スマイル、セイケツ、スタイルの各部門に奨励賞、特別賞、最優秀賞を設定してきましたが、令和5年度から、過去に3S運動最優秀賞を受賞した事業者のうち受賞後も3S運動を継続・発展させている事業者を表彰するトップラナー賞を新設しました。これまでにのべ147社から、多種多様な取組についての応募があり、着実に成果が上がっていることを実感しております。 しかし、業界には小規模零細業者が多く、事業の浸透の点では、いまだ道半ばの状況にあります。特に、業界において喫緊の課題である人材確保と育成、労働安全対策の推進の観点からも事業を一層充実する必要があります。協会として全力で取り組んでまいり所存ですが、なお公的なバックアップは不可欠の状況です。 そこで、「3S運動」をはじめとするステージアップ事業の継続と一層の充実を要望するものです。 ※ 産業廃棄物処理業「3S運動」は、「3K」イメージを払拭して、「スマイル」(笑顔でお客様をお迎え)、「セイケツ」(きれいな明るく整備された工場・職場へ)、「スタイル」(身だしなみからイメージチェンジ)を進める運動。運動推進事業者は県に登録(事業者数約160社)。 ※ 合同入社式は、個々の事業者では少ない新規採用者が一同に会して、国旗と県旗の下で入社式を行なうもの。不安や悩みを抱える新入社員が会社の枠を超え交流することで定着を図ることも期待している。毎年50名～80名が参加。